

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十二條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「、第十六条第一項」を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

別表第六号中「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業」を「削除」に改める。